

## 長後地区郷土づくり推進会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、藤沢市郷土づくり推進会議設置要綱（平成25年4月1日施行、以下「要綱」という。）の規定により設置された長後地区郷土づくり推進会議（以下「推進会議」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(意見の集約)

第2条 推進会議は、要綱第3条第1号の意見の集約を行う場合には、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

(1) 地区全体集会

(2) アンケート

(3) 前2号に掲げる方法のほか、長後地区の実情に即し、推進会議が適当であると認める方法

(組織)

第3条 推進会議は、30人以内の委員で組織する。

(委員の任期及び推薦委員)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、要綱第5条第1項第1号に掲げる者に該当する者のうちから選出された委員の再任の回数は1回とする。ただし、委員選考委員会が認めた場合はこの限りではないが、3期を限度とする。

3 要綱第5条第1項第2号による地域団体からの推薦委員は、別表に掲げる団体から推薦された者をいう。

(役員等)

第5条 推進会議に議長1人のほか、副議長2人、部会長及び広報委員会委員長1人（以下「役員等」という。）を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 議長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、

あらかじめ副議長のうちから議長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、次の各号に掲げる会議を開催する。

(1) 全体会議（定例会）

(2) 企画会議（随時）

(3) 部会（随時）

(4) 委員会（随時）

(会議の公開)

第7条 会議の公開及び傍聴等に関して必要な事項は、推進会議の決定に基づき市長が別に定める。

(議事録の作成)

第8条 議事録は、推進会議の決定に基づき市長が別に定める期間、公表するものとする。

(部会及び委員会)

第9条 推進会議に次の部会及び委員会を置き、委員及び推進会議に協力する者等のうちから推進会議が選任する者で構成する。

(1) 地域人材発掘・育成部会

(2) 観光・歴史資源開拓部会

(3) 交通手段支援部会

(4) 広報委員会

2 部会には部会長及び副部会長を、委員会には委員長及び副委員長をそれぞれ置き、部会又は委員会の構成員の互選によりこれを定める。

3 部会長及び委員長は、部会又は委員会の運営上必要があると認めるときは、部会又は委員会の構成員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言、資料の提出及びその他の協力を求めることができる。

(事務局)

第10条 推進会議の事務局は、長後市民センターとする。

(委員選考委員会)

第11条 市長は、現に委員である者の任期が満了する3月前までに、議長並びに委員及び委員以外の者のうちから推進会議が選任する者によって構成する委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、選考委員会、委員の募集及び選考に関して必要な事項は、推進会議の決定に基づき市長が別に定める。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議の決定に基づき市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年12月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年12月1日から施行する。

#### 別表（第4条関係）

番号	地 域 団 体 の 名 称
1	長後地区自治会連合会
2	長後地区社会福祉協議会
3	長後地区民生委員児童委員協議会
4	長後地区生活環境協議会
5	長後地区交通安全対策協議会
6	長後地区防犯協会
7	長後地区防災推進協議会
8	長後地区青少年育成協力会
9	長後地区老人クラブ連合会
10	長後共育フォーラム
11	長後商店街協同組合

1 2	長後地区社会体育振興協議会
1 3	富士見台地区社会体育振興協議会
1 4	一般財団法人同友会 藤沢湘南台病院